

## 一般社団法人日本民俗建築学会 倫理綱領・行動規範

### 倫理綱領

一般社団法人日本民俗建築学会は、ひろく民俗建築に関する学術文化の向上と普及発展に寄与することを掲げ、人類の未来において理想とする住環境を広い視点に立って追究することを第一とする。

全ての会員は地域に育まれた伝統文化を尊重し、科学的に正しく評価して、文化や技術の保存、再生に活かす方法を構築し、住文化の発展へ貢献することに努力する。

### 行動規範

一般社団法人日本民俗建築学会の会員は以下のことを遵守する

- 1 自己の信念と良心に従って、広く学際的視野から他領域の専門分野を受け入れ、学術研究を推進する姿勢を常に保持する。
- 2 他領域の学説や主義を尊重し、節義ある学術的討論を以て真摯に最善を追究する。
- 3 個人の権利や尊厳を尊重し、調査研究の中で得られた個人情報には慎重に扱わなければならない。
- 4 他者の研究成果や学説・成果物の無断使用、著作権の侵害、捏造・改竄をしてはならない。
- 5 調査研究において、物品の売買や利潤追求の行為に関わってはならない。
- 6 調査研究は対象となる集落・家屋・家人の利益を第一と考え、研究成果は対象者に還元することを心掛ける。
- 7 研究の名のもとに、集落・民家の意思や財産を侵すことをしてはならない。
- 8 調査研究は事実の収集のみならず、意義や価値を明確にして、未来の住生活に活かす努力をする。
- 9 世界に視野を開き学術交流を通して、異文化を理解することに努める。
- 10 自然災害によって被害を受けた集落・民家の再生と復興に参加協力する努力をする。

以上

2013年5月18日 第40回大会にて承認

2016年5月28日 改定